

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 「にしあいづ暮らしサポーター」(以下、「サポーター」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、サポーター活動による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第2 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報を活動の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、西会津町長の承諾があるときは、この限りではない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第4 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第5 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。サポーター活動を終えた後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6 サポーターは、サポーター活動による事務を処理するために、西会津のある暮らし相談室から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、西会津町長の承諾があるときは、この限りでない。